

第 4 6 回 議 会 運 営 委 員 会

と き 令和元年 8 月 3 0 日 (金)
午後 1 時
と ころ 第 1 委 員 会 室

付 議 事 項

- 1 令和元年 第 3 回 (9 月) 定 例 会 に 関 す る 事 項 に つ い て
 - (1) 会 期 案 に つ い て . . . **資 料 1**

9 月 4 日 (水) から 9 月 2 7 日 (金) ま で の 2 4 日 間
 - (2) 人 事 案 件 に つ い て
人 事 案 件 に つ い て は、申 し 合 わ せ 事 項 6 2 に よ り 行 う。
 - (3) 所 管 事 務 調 査 報 告 に つ い て
民 生 福 祉 常 任 委 員 会 及 び 産 業 建 設 常 任 委 員 会 の 所 管 事 務 調 査 報 告 を 9 月 定 例 会 初 日 の 9 月 4 日 に 行 う。
 - (4) 請 願 書 の 取 扱 い に つ い て . . . **資 料 2**
 - ・ 旭 町 地 域 に お け る 農 用 地 区 域 内 の 農 地 除 外 に 関 す る 請 願 書
 - ・ 横 土 手 農 業 振 興 地 域 内 の 農 用 地 区 域 の 除 外 に 関 す る 請 願 書
 - ・ 小 学 校 ・ 保 育 園 が 無 く な る 津 布 田 地 域 の ま ち づ く り の 方 針 の 策 定 を 要 望 す る 請 願 書
 - (5) 議 事 日 程 案 に つ い て . . . **資 料 3**
 - (6) 陳 情 ・ 要 望 書 等 の 取 扱 い に つ い て . . . **資 料 4**
 - ・ 渡 場 地 区 道 路 陥 没 調 査 検 討 に つ い て の 陳 情 書
 - ・ 山 陽 小 野 田 市 議 会 議 場 に お い て 「日 の 丸」 を 掲 揚 す る こ と に つ い て 市 民 の 立 場 か ら 反 対 の 表 明
 - ・ 日 の 丸 を 市 議 会 議 場 の 掲 揚 し な い こ と を 求 め る 要 望 書
 - ・ 日 の 丸 を 市 議 会 議 場 に 掲 揚 し な い こ と の 要 望
 - ・ 日 の 丸 を 市 議 会 議 場 に 掲 揚 し な い こ と の 要 望
 - ・ 日 の 丸 を 市 議 会 議 場 に 掲 揚 し な い こ と の 要 望
 - (7) 「厚 生 年 金 へ の 地 方 議 会 議 員 の 加 入 を 求 め る 意 見 書 の 採 択 及 び 地 元 国 会 議 員 に 対 す る 要 望 活 動 に つ い て (依 頼)」 の 取 扱 い に つ い て . . . **資 料 5**
- 2 そ の 他
 - (1) 政 治 倫 理 条 例 の 改 正 に つ い て
 - (2) 傍 聴 規 則 の 改 正 に つ い て
 - ア 車 椅子 専 用 傍 聴 席 の 取 扱 い に つ い て
 - イ 受 付 票 の 取 扱 い に つ い て
 - (3) 要 望 書 (「市 民 憲 章 に 活 力 を 与 え よ う」) に つ い て
 - (4) そ の 他
 - ・ 全 員 協 議 会 の 開 催 日 9 月 4 日 (水) 午 前 9 時 3 0 分 議 運 決 定 事 項

令和元年第 3 回（9 月）定例会議案名

1 市長提出議案（議案 31 件、報告 1 件）

○総務文教常任委員会関係（10 件）

- (1) 議案第 69 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について (人事)
- (2) 議案第 70 号 山陽小野田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について (人事)
- (3) 議案第 71 号 山陽小野田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について (人事)
- (4) 議案第 72 号 山陽小野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について (人事)
- (5) 議案第 73 号 山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例の制定について (税務)
- (6) 議案第 74 号 重複地番解消のための山地番の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について (税務)
- (7) 議案第 75 号 山陽小野田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (消防)
- (8) 議案第 80 号 物品の購入について (消防)
- (9) 議案第 81 号 新市建設計画の変更について (企画)
- (10) 承認第 4 号 埴生小・中学校整備事業（児童棟新築 機械設備工事）請負契約の一部変更に係る専決処分について (教育総務)

○民生福祉常任委員会関係（7 件）

- (1) 議案第 58 号 平成 30 年度山陽小野田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について (国保)
- (2) 議案第 59 号 平成 30 年度山陽小野田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について (高齢)
- (3) 議案第 60 号 平成 30 年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について (国保)

- (4) 議案第 6 5 号 平成 3 0 年度山陽小野田市病院事業決算認定について
(病院)
- (5) 議案第 7 6 号 山陽小野田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を
改正する条例の制定について (市民)
- (6) 議案第 7 8 号 山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例の一部を
改正する条例の制定について (社福)
- (7) 議案第 7 9 号 山陽小野田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について (社福)

○産業建設常任委員会関係 (1 0 件)

- (1) 議案第 5 7 号 平成 3 0 年度山陽小野田市駐車場事業特別会計歳入歳出
決算認定について (都市)
- (2) 議案第 6 1 号 平成 3 0 年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計歳
入歳出決算認定について (農林)
- (3) 議案第 6 2 号 平成 3 0 年度山陽小野田市下水道事業特別会計歳入歳出
決算認定について (下水)
- (4) 議案第 6 3 号 平成 3 0 年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計歳
入歳出決算認定について (下水)
- (5) 議案第 6 4 号 平成 3 0 年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計
歳入歳出決算認定について (公営)
- (6) 議案第 6 6 号 平成 3 0 年度山陽小野田市水道事業決算認定について
(水道)
- (7) 議案第 6 7 号 平成 3 0 年度山陽小野田市工業用水道事業決算認定につ
いて (水道)
- (8) 議案第 7 7 号 山陽小野田市森林環境整備基金条例の制定について
(農林)
- (9) 議案第 8 2 号 平成 3 0 年度山陽小野田市水道事業会計未処分利益剰余
金の処分について (水道)
- (10) 議案第 8 3 号 平成 3 0 年度山陽小野田市工業用水道事業会計未処分
利益剰余金の処分について (水道)

○一般会計予算決算常任委員会関係（２件）

- (1) 議案第５６号 平成３０年度山陽小野田市一般会計歳入歳出決算認定について (財政)
- (2) 議案第６８号 令和元年度山陽小野田市一般会計補正予算（第３回）について (財政)

○人事案件（２件）

- (1) 諮問第１号 人権擁護委員の候補者の推薦について (人事)
- (2) 諮問第２号 人権擁護委員の候補者の推薦について (人事)

○報告（１件）

- (1) 報告第６号 平成３０年度健全化判断比率及び資金不足比率について (財政)

○行政報告

- 1 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の平成３０年度決算概要及び令和元年度事業計画概要について (大学)

令和元年 8月 1日

山陽小野田市議会 議長 小野 泰 様

山陽小野田市旭町1-8-27

旭町農業者 代表 林 久芳

電話・FAX 84-0116

旭町地域における農用地区内の農地除外に関する誓願書の提出について

盛夏の候 ますますご清勝のこととお慶び申し上げます。

さて、当山陽小野田市におかれましては、現在、農業振興地域整備計画の見直しのため、農業者にその意向調査をされ、審査をされておられます。

つきましては、地域農業者の総意で別添の通り提出いたしますので、ご支援のほどよろしく申し上げます。

以上



旭町地域における農用地区域内の農地除外に関する請願書

紹介議員

大井 淳一郎 ●

紹介議員

藤岡 修美 ●

件名 旭町地域における農用区域内の農地除外について

要旨

農業振興地域の整備に関する法律が昭和44年に制定され、当旭町地域も農業振興地域に指定されて50年も経過しますが、その当時から今日まで農地の基盤整備・効率的農地利用・規模拡大・近代化施設の整備・担い手の育成等々何の施策も講じられず、米の生産調整・米価の下落・農作業の機械化による生産費の高騰等々で、小規模農家では採算が合わなくなり、耕作委託や休耕田が増え、農地の所有が負動産になっております。

については、当地域の農地を市のマスタープラン等(都市計画・地域振興等)の計画に組み入れて、市が主体になって農用区域から除外して、負動産を不動産として利用できるようにご支援をお願いします。

なお、休耕田や耕作委託が増えるなど、農振地域を指定した当時と農業情勢が大きく変貌しているのは当地域だけでなく、この機会に全体の見直しの実施が必要です。

理由

1)旭町地域の農用区域内の農地所有者は、入り耕作者を含め零細な小規模農地所有者が多く、農地の維持管理のために後潟の干拓事業者等に耕作委託や高齢化等による耕作放棄地が増えております。

また、現在、耕作放棄(休耕)している者も世代交代での後継者不在・採算面及び高齢化等から農地の維持管理に困難を強いられています。

2)個別農家での除外申請は、条件が厳しく難しいのが現状です。行政が主体になって市役所を中心に高千帆地区のコンパクトシティや中心市街地形成のための都市計画を策定し、駅前や市役所の再開発等を考慮に入れ、農用区域内の農地を除外されるようご支援をお願いします。

また、全市的に農業情勢の変化・休耕田の拡大や農業従事者の減少等農振地域指定時と状況が大きく変貌しています。この機会に、農振法の趣旨に沿った農振地域の見直しを要望します。

3)農用区域内からの除外が難しければ、農地を手放す希望者が多いので、市が中心になって、早急に、農地の集積のための農地売買促進と基盤整備等の計画策定のための専従職員を配置して農振法の目的の実現を促進されるようお願いいたします。

令和元年8月 1日

山陽小野田市旭町1-8-27
旭町農業者 代表 林 久芳

山陽小野田市議会 議長 小野 泰 様

令和元年 8 月 23 日

山陽小野田市

市議会議長 小野 泰 殿

横土手農業振興地域内の農用地区域の除外に関する請願書

紹介議員 高松 秀樹 議員 ●

紹介議員 藤岡 修美 議員 ●



【件名】 「横土手農業振興地域内の農用地区域の除外について」

【要旨】

横土手の農用地区域は市民病院の裏手に約1.9万坪(6町)あり、概略自作農約3千坪(3軒)、無償委託約1.3万坪(19軒)、耕作放棄地約3千坪(3軒)となっております。以前より農用地区域の除外の要望はありましたが、今回所有者の高齢化に伴い切羽詰まった状況が判明し、所有者全員から聞取調査を行った結果、全員除外を切望されておりました。現在無償委託は厚狭地区の方に無理をお願いして耕作して頂いておりますが、辞退された場合、雑草の管理が高齢者では困難な上、後継者も横土手に居住する方は少ないため自主管理は不可能な状況です。また、業者への委託しようにも年金生活では費用捻出ができない状況で、近い将来、大部分が耕作放棄地となり、その近辺の住宅地域や市民病院の裏手がキツネやタヌキやイノシシの住む森になってゆくのではないかと懸念しております。

当地域は湾岸道路、県道223(小野田港線)に面し、市民病院の裏手であること、およびサンパークや市役所等の中心街に隣接していることもあり、これからは住宅地としての土地利用が相応しいのではと考えております。つきましては、農用地区域から除外し、市のマスタープラン等(都市計画・地域振興等)の計画に組み入れて、多目的で利用できるようご支援をお願い申し上げます。



【理由】

- (1) 当地域は上記写真でわかりますように、湾岸道路、県道223(小野田港線)に面し、市民病院の裏手であること、サンパークや市役所、図書館、市民館、警察署、消防署等の公共施設が隣接していることもあり、住宅地として大変便利な場所です。
- (2) 当地域は中心街まで徒歩、電動車いすで20分、自転車で10分と車が無くても生活が可能であり、高台の団地等に退職されて住んでおられる方々は、家屋の修理費用、車の維持費の捻出が困難な状況の中で、一人二人で住める安い家賃のアパートを準備すれば、年金で十分生活が可能です。
- (3) 一方、地元企業は人手不足の問題が深刻化しており、若い労働者の確保が急務であり、空いた高齢者の住居や、空き家をリノベーションし、安く提供できれば、県内外からの労働力も確保することも可能です。
- (4) さらに、市民病院の周辺に福祉施設を併設すれば、高齢者にはさらに住みよい環境を提供でき、小野田インターからも近いことから、県内外からの人口流入も期待できます。
- (5) また、横土手地区の土手沿いに流れる有帆川は昔と比べ、非常に透明度が上昇しており、将来の発展した山陽小野田市の中心街に相応しい憩いの場となりうると考えます。

以上素人的な考えを述べましたが、市職員の方々や、議員の皆様方のお知恵を頂きまして、当地区が山陽小野田市の発展のために役立てればと願っております。

令和元年8月23日 山陽小野田市横土手地区農用所有者

横土手水利組合

高橋 功

現自治会長

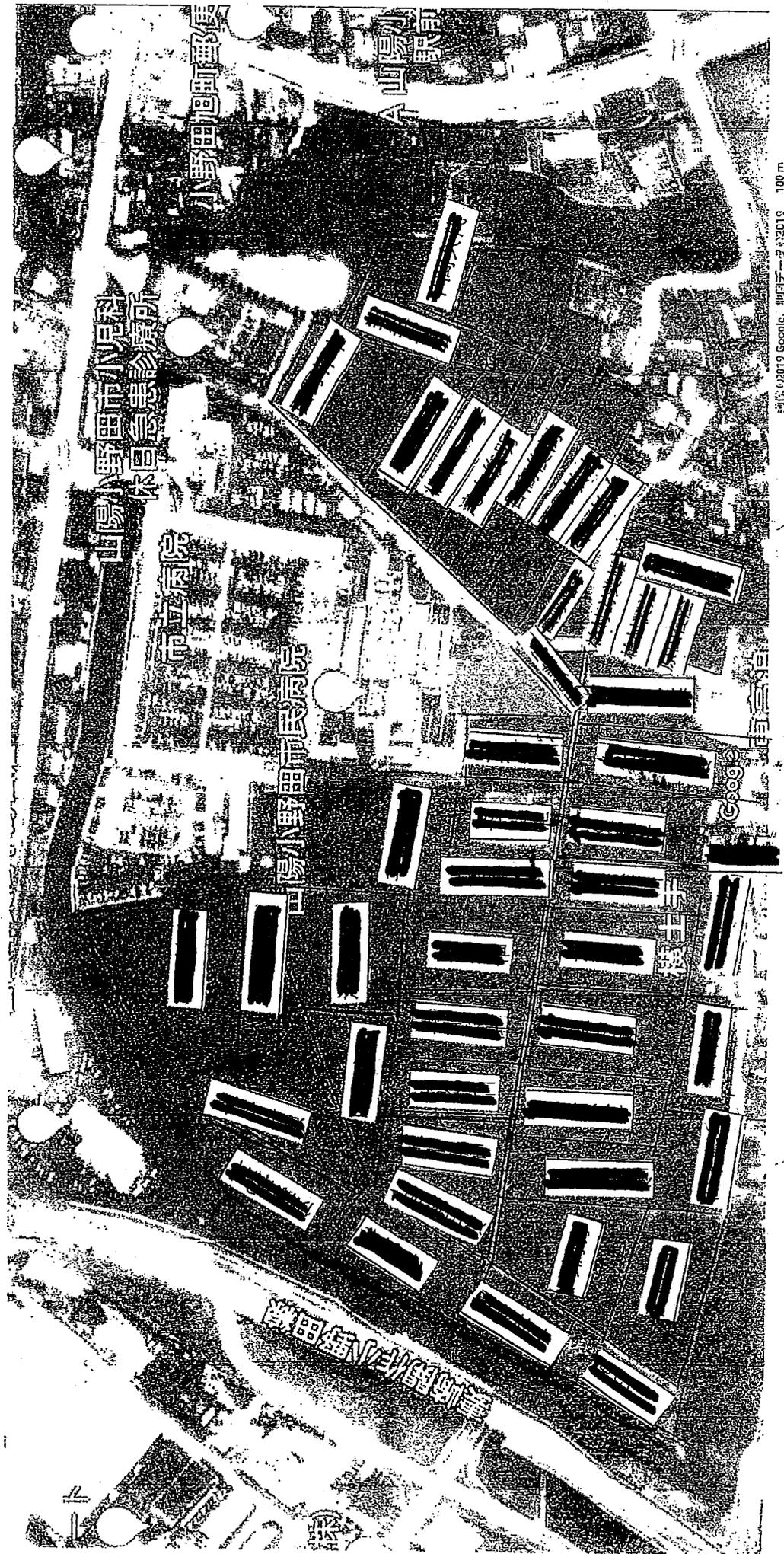
西野 伸幸

元自治会長

西野 敏之

令和元年6月

图-1 山陽小野田市横土手地区農業振興地域の概略地図(横土手水利組合員)



小学校・保育園が無くなる津布田地域の
まちづくりの方針の策定を要望する請願書

紹介議員 河崎 平男 ●
水津 治 ●



●件名

「小学校・保育園が無くなる津布田地域のまちづくりの方針の策定を要望する請願書」

●要旨

現在、全国的に少子化が進み、山陽小野田市においても例外ではなく、小中学校の児童数が増加する地区と減少する地区が混在する事が課題となっております。

そのような状況の中で、市教育委員会は平成30年3月6日に津布田小学校運営協議会において平成32年度4月の埴生小中学校の開校に合わせて、埴生小学校と統廃合する提案がなされました。その後PTAに対してのアンケート調査を行う等、PTAと協議は進んでいるものの、地域住民の方との協議はなくたくさんの不安を感じておられる地域住民の方も多数いらっしゃいます。

子供ファーストの考えでの埴生小中学校との統廃合には一定の理解をする一方、津布田地域に小学校がなくなるという事は私たちの先代が率先して築き上げてきた歴史と将来に向けた取り組みを失う事だといっても過言ではありません。地域社会の将来を担う子供たちと地域住民が安心して暮らせるよう、地域コミュニティの拠り所である小学校を欠く地域のまちづくりの方針を示す事は、市民が安心して住み続ける為の市民サービスの根幹であると考えます。

つきましては市内の中でも人口減少が著しい地域である津布田地域のまちづくりの方針の策定をここに要望いたします。

令和元年8月29日

請願者 代表 住所 山陽小野田市津布田 1019
氏名 道遊 博志

ほか 津布田住民 35名

山陽小野田市議会議長 小野 泰 様

令和元年第 3 回（9 月）定例会議事日程（案）

月	日	曜	開議時刻	会議名	摘 要
9	4	水	午前 10 時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会期の決定 ・諸般の報告（行政報告、事務報告） ・各常任委員会の所管事務調査報告 ・報告 1 件を報告及び質疑 ・諮問 2 件を一括上程、提案理由の説明、質疑、討論及び採決 ・議案 29 件を一括上程、提案理由の説明、質疑及び委員会付託 ・請願 3 件の委員会付託報告
			本会議終了後	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・一般会計予算決算常任委員会
9	5	木	午前 9 時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・総務文教常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会 ・民生福祉常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会
9	6	金	午前 9 時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・総務文教常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会 ・産業建設常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会
9	7	土		休 会	
9	8	日		休 会	
9	9	月	午前 9 時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・民生福祉常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会 ・産業建設常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会

9	10	火	午前10時	委員会	・一般会計予算決算常任委員会理科大分科会
9	11	水		委員会	・予備日
9	12	木	午前9時30分	本会議	・一般質問（人）
9	13	金	午前9時30分	本会議	・一般質問（人）
9	14	土		休会	
9	15	日		休会	
9	16	月		休会	・敬老の日
9	17	火	午前9時30分	本会議	・一般質問（人）
9	18	水	午前9時30分	本会議	・一般質問（人）
9	19	木	午前9時30分	本会議	・一般質問（人）
9	20	金		休会	・議事整理日
9	21	土		休会	
9	22	日		休会	
9	23	月		休会	・秋分の日
9	24	火		休会	・議事整理日
9	25	水	午前10時	委員会	・一般会計予算決算常任委員会
9	26	木		休会	・議事整理日
9	27	金	午前10時	本会議	・付託案件に対する委員長報告、質疑、 討論及び採決 ・閉会中の調査事項について

令和元年 6 月 14 日

山陽小野田市議会

議長 小野 泰 様

渡場自治会、自治会長
会長 千々松 正俊

渡場地区道路陥没調査検討についての陳情書

初夏の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。日頃は大変お世話になっております。

令和元年 6 月 13 日（木）16：00 頃森重商店横の市道が突然陥没いたしました。

森重さんより市土木課に連絡されまして、土木課より来場され色々と調査が行われました。

緊急なこと及び陥没範囲も広い様なので工事の方法も今後検討されて実施することになると思っております。

自治会は、この件につきまして検討致しました。以下について市にお願いし調査を依頼したい。

1. 陥没の原因・・・市道の横に国道寄り（190 号線）の排水溝と農業水路排水溝があります。

武田守さん宅は、床下に排水が混入する為に排水溝と宅地境界面に防止対策実施されています。

地下水の流出にて、地下の土が流出したのかどうか分からない。

むしろ国道の排水及び農業用水からの水により土が流されて空洞に成ったのではないか。

2. この近くに於きましては、宅地が多くありまして宅地の床下が空洞化しているのではないかと不安に感じていると思えます。

自治会としては、市道陥没の原因はどこから発生しているのか調査して頂くことを要請致します。

緊急のことで申し訳ございませんが、御検討のほどよろしくお願いいたします。

以上



2019年7月12日

山陽小野田市議会議場において「日の丸」を掲揚することについて

市民の立場から反対の表明

山陽小野田市議会議長

小野 泰 様

山口から日本を変える市民の会・山陽小野田 共同代表 福山隆一

山陽小野田市北若山 290-2

現在、山陽小野田市議会議場に「日の丸」を掲揚すべきとの議論が起こっているとの情報を得ました。聞き及ぶところによりますと、山陽小野田市議会のように「日の丸」を掲揚せずに議会が進められている議場は、大変貴重であるとのこととあります。しかし、他の市議会議場では「日の丸」の掲揚は何処においてもなされているとの理由で「日の丸」を掲揚しようとの意見が山陽小野田市議会にて強まっていると知り、市民として、大変な憂慮と憤りを覚えるものであります。以下にその理由を述べてまいります。

- 1) 「日の丸」は日本の国旗としては国旗国歌法案にて国旗と定められてはおりませんが、国旗掲揚を強制される法的根拠は何らありません。
- 2) 地方自治としての独立性こそ、大切にされるべきであります。他の議場ではどこでも掲揚されているとの理由は、山陽小野田市議会において「日の丸」を掲揚する理由にはなり得ません。
- 3) かつて「日の丸」の下で、日本国民だけで何百万人という数の戦争の犠牲者あったという歴史を忘れてはなりません。日の丸・君が代を大切に思う国民も多数在ることは、もちろん否定しません。しかし、同じくあの戦争が正当化され、多くの市民、あるいはアジアの人民が犠牲を強いられた象徴でもありました。そのため、今なお日の丸・君が代に対して忌避の感情を抱く市民もまた多数存在します。その認識から山陽小野田市議会においても思想信条の自由と、多様な歴史認識が尊重されるべきであります。

以上の意見をもって、山陽小野田市民として、市議会議場に「日の丸」掲揚がなされることに断固反対の意思を表明いたします。基本的人権の尊重、主権在民、戦争の放棄を謳う日本国憲法に則った、山陽小野田市議会であることを強く求めます。



2019/7/12

山陽小野田市議会議長
小野 泰 様

山陽小野田市西高泊619-31

浅田 旭弘

日の丸を市議会議場に掲揚しないことを求める要望書

日夜、山陽小野田市発展のために尽力されていることに敬意を表します。
現在、山陽小野田市議会において、市議会議場への日の丸掲揚について
議論されていると聞きました。

日の丸は、過去戦争の旗頭となり、多くの若者が日の丸で追われるよう
に戦場に駆り出され、命を落としました。私は、こういった歴史が繰
り返されるのではと危惧しています。

各市議会議員、市民それぞれ、国旗、国歌についての見方、考え方や、
思想・信条は多様であります。

日の丸は、国旗国歌法により国旗と制定されましたが、同時に国民
に強制されないことが約束されています。

市議会議場は、思想・信条の自由が保障されたもとで、議案や市政発展
のための手法を自由闊達に議論する場であります。そのような観点か
ら、議場に国旗を掲揚することはまったくふさわしくないと考える
とともに、国旗のおしつけ、強制に通じることになりかねないと心配をしています。

以上の理由から、日の丸を掲揚しないよう、強く要望致します。



2019年7月12日

山陽小野田市議会議長

小野 泰 様

全日本年金者組合
山陽小野田支部
支部長 笠井 哲夫
山陽小野田市柿の木坂1丁目
5番4-104

日の丸を市議会議場に掲揚しないことの要望

日夜、山陽小野田市発展のために尽力されていることに敬意を表します。現在、小野田市議会において、市議会議場への日の丸掲揚について議論されていると聞きました。日の丸は、過去戦争の旗頭となり、多くの若者が日の丸で追われるように戦場に駆り出され、命を落としました。悲惨な戦争体験を持つ年金者組合員はことのほかこういった歴史が繰り返される事を危惧するものです。

議場は議案や市政発展のための手法を議論する場であり、それ以外の思想・信条の異なるものを持ち込むことがあってはなりません。

日の丸は国旗国歌法により、国旗と制定されましたが、その際には国民に強制されないことも約束されています。日の丸は国旗とされましたが、戦時中の暗い過去について忘れる事が出来ない市民も多く存在し、私たちの願いは思想信条の自由が保障された市議会議場であることを願っており、日の丸を議場に掲揚しないことを要望します。



2019年7月12日

山陽小野田市議会議長

小野 泰 様

退職教員の会 小野田支部

山陽小野田市木戸新町

福永 正一

日の丸を市議会議場に掲揚しないことの要望

日夜、山陽小野田市発展のために尽力されていることに敬意を表します。

現在、山陽小野田市議会において、市議会議場への日の丸掲揚について議論されていると聞きました。日の丸が国旗国歌法により、国旗と制定されましたが、それ以外に何の決まりはありません。ましてやどこに掲揚するか、どのように掲揚するかも規定されていません。

日の丸は、戦時中に敬意の対象とされ、多くの若者が日の丸を振られて戦場に駆り出され、命を落としました。

私たち教員経験者は、「教え子を再び戦場へ送らない」との信念を持って子どもたちに接してきました。

日の丸掲揚は、こういった歴史のくり返しの始まりと考えます。

市議会議場は、市政発展のために市民の代表である市議会議員が議論する場であり、それ以外の思想・信条の異なるものを持ち込むことがあってはなりません。

私たちの願いは、思想信条の自由が保障された市議会議場であることを願っており、日の丸を掲揚しないことを要望します。



2019年7月12日

山陽小野田市議会議長
小野 泰 様

全国商工団体連合会
山陽小野田市西高泊617番地
小野田民主商工会
会長 野村 浩明

日の丸を市議会議場に掲揚しないことの要望

日夜、山陽小野田市発展のために尽力されていることに敬意を表します。

現在、山陽小野田市議会において、市議会議場への日の丸掲揚について議論されていると聞きました。

日の丸は、過去戦争の旗頭となり、多くの若者が日の丸で追われるように戦場に駆り出され、命を落しました。私たちは、こういった歴史が繰り返されるのではと心配（危惧）しています。議場は議案や市政発展のための手法を議論する場であり、それ以外の思想・信条の異なるものを持ち込むことがあってはなりません。

日の丸が国旗国歌法により、国旗と制定されましたが、その際には国民に強制されないものと約束されています。日の丸は、国旗とされましたが、戦時中の暗い過去について忘れる事が出来ない市民も多くおり、私たちの願いは、思想信条の自由が保障された市議会議場であることを願っており、日の丸を掲揚しないよう要望します。



全議 K 第 3 号
令和元年 6 月 2 7 日

各市区議会議長 殿

全国市議会議長会
会長 野 尻 哲 雄

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の採択
及び地元国会議員に対する要望活動について（依頼）

平素より、全国市議会議長会の運営につきましては、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本会はこれまで、厚生年金制度への地方議会議員の加入を実現するため、正副会長をはじめ、地方行政委員会、国会対策委員会などにおいて政府与党の幹部に対し要望活動を重ねて参りました。

また、若者や女性、サラリーマンなど多様な人材の市議会への参画を促し、議会を活性化することは多くの市議会の緊要な課題であるとの観点から、去る6月11日に開催された第95回定期総会において、サラリーマンが立候補しやすい労働法制の見直しなどとともに、厚生年金制度への地方議会議員の加入実現を求める総会決議を行ったところです。

今日、就業者に占めるサラリーマンの割合は約9割にも達し、市議会議員のなり手もサラリーマンからの転身者が増加してきております。サラリーマン等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、老後の生活や家族を心配することなく選挙に立候補できる環境の整備を図ることは、サラリーマン層からの立候補をしやすくし、多様な人材の市議会への参画を促すうえでも欠くことのできない課題であると考えます。

各市議会におかれましても、厚生年金への加入実現をめざす意見書を採択いただき、また地元選出国会議員への要望を重ねていただいております。これまでのご尽力に感謝申し上げます。

しかしながら、本年4月末現在、加入実現をめざす意見書の採択市区議会は344に止まり、未だ471市区議会において意見書を採択いただけない状況になっております。

与党のなかにも本会要望に反対や消極の意見があり、その実現は必ずしも



易なことではありません。今後できる限り早期に関連法案の国会提出とその成立を期するためには、より多くの議会から意見書を採択していただくことが不可欠であります。

ついては、厚生年金への加入を求める意見書を採択されていない市区議会におかれましては、それぞれのご事情があるかと拝察いたしますが、今回、総会決議がなされたことを契機に、その趣旨を改めてご理解いただき、来る9月定例会において意見書可決のうえ、国会や関係行政庁にご提出いただきますよう、何卒お願い申し上げます。

また、すでに意見書を採択済みの市区議会におかれましても、これまで地元選出国會議員などに対する要望を重ねていただいていることと拝察いたしますが、要望に反対や消極の意見を持たれている国會議員を含め、地元選出国會議員に対する要望を強化いただきますよう、お願い申し上げます。

【問合せ先】

全国市議会議長会
千葉・遠藤

TEL 03-3262-2302

FAX 03-3222-0658

nenkin@si-gichokai.gr.jp

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書（案）

地方創生の推進とともに、加速する人口減少社会への対応が、我が国の将来にとって喫緊の政治課題となっている。地方議会の果たすべき役割と責任は、ますます重要となる。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向をくみとり、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。

また、地方議会議員は、議会活動のほか地域における住民ニーズの把握等様々な議員活動を行っており、近年においては全市的に専門化が進んでいる。

一方、今日では、就業者に占めるサラリーマンの割合は約9割にも達し、地方議会議員のなり手もサラリーマンからの転身者が増加している。

地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、民間会社の社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、老後や家族を心配することなく選挙に立候補できる環境が整うことになる。多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えられる。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 月 日

〇〇都道府県〇〇市(区)議会議長 〇〇 〇〇

衆議院議長 〇〇 〇〇 殿
参議院議長 〇〇 〇〇 殿
内閣総理大臣 〇〇 〇〇 殿
内閣官房長官 〇〇 〇〇 殿
総務大臣 〇〇 〇〇 殿
財務大臣 〇〇 〇〇 殿
厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の議決状況

平成31年4月26日現在

部会名	都道府県名	全市 区数	議決 市区数	議決市区名
北海道 (35/32)	北海道	35	32	札幌、小樽、旭川、室蘭、釧路、帯広、北見、岩見沢、夕張、網走、留萌、 苫小牧、稚内、美唄、芦別、赤平、江別、士別、紋別、名寄、三笠、根室、 千歳、砂川、歌志内、深川、登別、恵庭、伊達、北広島、石狩、北斗
東北 (77/34)	青森県	10	9	青森、八戸、黒石、五所川原、十和田、三沢、むつ、つがる、平川
	岩手県	14	1	奥州
	宮城県	14	7	石巻、塩竈、気仙沼、角田、岩沼、栗原、富谷
	秋田県	13	2	由利本荘、仙北
	山形県	13	9	山形、米沢、酒田、新庄、寒河江、上山、村山、東根、南陽
	福島県	13	6	福島、いわき、白河、喜多方、田村、伊達
北信越 (69/32)	新潟県	20	7	長岡、上越、三条、柏崎、十日町、阿賀野、魚沼
	富山県	10	0	
	石川県	11	10	金沢、七尾、小松、輪島、珠洲、加賀、羽咋、白山、能美、野々市
	福井県	9	4	福井、越前、大野、勝山
	長野県	19	11	長野、松本、諏訪、小諸、伊那、駒ヶ根、大町、茅野、塩尻、佐久、 千曲
関東 (216/65)	東京都	49	6	八王子、府中、町田、北、荒川、葛飾
	神奈川県	19	3	横浜、川崎、相模原
	山梨県	13	4	韮崎、北杜、上野原、甲州
	茨城県	32	22	水戸、土浦、古河、結城、龍ヶ崎、下妻、常総、常陸太田、高萩、 笠間、取手、鹿嶋、潮来、那珂、筑西、坂東、稲敷、神栖、行方、 桜川、鉾田、小美玉
	栃木県	14	9	宇都宮、足利、栃木、小山、真岡、大田原、矢板、さくら、下野
	群馬県	12	0	
	埼玉県	40	14	さいたま、熊谷、行田、加須、本庄、東松山、春日部、羽生、 鴻巣、上尾、桶川、北本、坂戸、幸手
	千葉県	37	7	千葉、松戸、市原、鴨川、南房総、山武、いすみ
東海 (96/32)	静岡県	23	2	静岡、御殿場
	愛知県	38	14	豊橋、岡崎、半田、豊川、津島、豊田、西尾、江南、稲沢、東海、 愛西、清須、北名古屋、弥富
	三重県	14	5	四日市、尾鷲、亀山、熊野、いなべ
	岐阜県	21	11	大垣、関、中津川、羽島、瑞浪、恵那、各務原、山県、瑞穂、本巣、 海津
近畿 (111/22)	大阪府	33	2	吹田、門真
	京都府	15	5	舞鶴、綾部、宮津、亀岡、南丹
	滋賀県	13	1	湖南
	兵庫県	29	5	相生、豊岡、たつの、南あわじ、朝来
	奈良県	12	7	大和郡山、天理、橿原、御所、生駒、香芝、葛城
	和歌山県	9	2	和歌山、有田
中国 (54/29)	鳥取県	4	2	鳥取、境港
	島根県	8	4	松江、出雲、安来、雲南
	岡山県	15	7	岡山、津山、笠岡、備前、真庭、美作、浅口
	広島県	14	9	尾道、呉、三次、庄原、竹原、東広島、廿日市、安芸高田、江田島
	山口県	13	7	下関、山口、防府、岩国、長門、柳井、美祢
四国 (38/22)	徳島県	8	2	徳島、阿波
	香川県	8	5	高松、坂出、観音寺、さぬき、三豊
	愛媛県	11	9	松山、今治、宇和島、八幡浜、新居浜、西条、四国中央、伊予、西予
	高知県	11	6	高知、宿毛、安芸、室戸、南国、香南
九州 (119/76)	福岡県	29	9	久留米、飯塚、行橋、中間、糸島、古賀、うきは、宮若、那珂川※
	佐賀県	10	7	唐津、鹿島、伊万里、鳥栖、多久、小城、嬉野
	長崎県	13	9	長崎、佐世保、大村、松浦、対馬、壱岐、五島、雲仙、南島原
	熊本県	14	13	八代、人吉、荒尾、水俣、玉名、山鹿、天草、菊池、宇土、上天草、 宇城、阿蘇、合志
	大分県	14	12	大分、別府、中津、日田、佐伯、臼杵、竹田、杵築、宇佐、豊後大野、 由布、国東
	宮崎県	9	4	宮崎、日向、串間、えびの
	鹿児島県	19	14	鹿児島、薩摩川内、鹿屋、奄美、いちき串木野、阿久根、指宿、 伊佐、南さつま、霧島、西之表、垂水、曾於、志布志
	沖縄県	11	8	那覇、石垣、宜野湾、名護、豊見城、うるま、宮古島、南城
合 計		815	344	

※福岡県那珂川市については、平成28年12月に那珂川町議会として意見書を可決したもの